

令和 年度 個人市民税・県民税 家屋敷、事務所・事業所課税に係る申告書

(宛て先) 釜石市長

令和 年 月 日 提出

釜石市内に家屋敷、事務所・事業所を有していますので、釜石市税条例第36条の2第8項の規定に基づき、下記のとおり申告します。また、変更事項のとおり変更があった旨を申告します。

納税義務者	現住民登録地	〒 -																
	本年1月1日現在の住民登録地	〒 - (現住民登録地と異なる場合には記入してください)																
	フリガナ								個人番号									
	氏名																	
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	電話番号	- -											
	納税通知書送付先	<input type="checkbox"/> 現住民登録地 <input type="checkbox"/> その他 ()																
家屋敷等	区分 <small>(別紙 フローチャート参照)</small>	1 家屋敷 2 事務所・事業所(店舗等) 3 その他 ()																
	所在地	釜石市 (建物の住所を記入してください)																
	変更事項記載欄					家屋敷等を有しなくなった日	年 月 日											

*** 留意事項 ***

- 賦課期日(毎年1月1日)において、釜石市内に住所を有しない方であっても、市内に家屋敷、事務所・事業所(家屋敷等)を有している場合は、釜石市で市民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等を有している方は、この申告書に必要事項を記入の上、釜石市役所税務課にご提出ください。(郵送可)
- 「家屋敷」とは、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。
(例:住宅以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者の妻子、親族等を常時住まわせている住宅(実家)などがこれに該当します。)
- 「事務所・事業所」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備であり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。
(例:医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)